資料1	令和7年9月5日
	第33期青少年問題協議会 第1回専門委員会

子ども・若者の意見聴取・反映の考え方

1　豊島区子どもの権利に関する条例（平成 18 年 3 月 29 日条例第 29 条）

⇒　区が目指す理念として保障する子どもの権利の一つとして位置づけている。

○　（思いを伝えること）

第９条　子どもは、自分の思いを伝えるために、次に掲げることが保障されています。

(1) 自分の想いを、言葉やその他の手段により、他の人の権利を尊重しながら自由に表現すること。

(2) 自分の願いや気持ちを、意見として家庭、学校、地域、行政等の場で伝えること。

(3) 仲間をつくり、集まること。

(4) 子どもの意見は、おとなの意見と同じように価値あるものとして尊重されること。

○　（子どもにかかわる施設における保障）

第17条

５　子どもにかかわる施設の管理者は、子どもの権利の保障について、子どもの意見を聴く機会を作るよう努めなければなりません。

○　（子どもの社会参加及び参画）

第20条

３　おとなは、子どもの意見表明の場を設け、子どもの意見を聴き、又は子ども同士が仲間をつくり、社会に参画できるように支援しなければなりません。

４　区は、次代を担う子どもの意見を聴き、話し合う場として、としま子ども会議を開催しなければなりません。

2　こども基本法（令和 4 年 6 月 22 日法律第 77 号）

⇒　国が目指す「こどもまんなか社会（すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会)」の実現へ向けた施策の基本的な方針を「こども・若者の意見を聴いて、その声をまんなかに置いて、対話しながらともに社会をつくること」としている。

○　（基本理念）

第３条　こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

３　全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

４　全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

○　　（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第 11 条　国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3　子ども・若者総合計画（令和 7～11 年度）

⇒　新たな計画においては、これまでの「PDCA サイクル」に基づく検証を強化し、「豊島区子ども・若者アクションステップ」を導入することで、区のあらゆる取組に子ども・若者等の意見を反映させていくことを明記している。

STEP1	意見を聴く対象の検討、テーマ設定、実施体制構築、人員確保、等
STEP2	STEP1の内容について、対象からの意見聴取
STEP3	STEP2で聴いた意見を受け止め・検証し、どのように反映するのかを検討し、事業を実施
STEP4	STEP2で聴いた意見がどのように扱われたのかを対象へ説明
STEP5	STEP1～4の取組について、審議会による点検・評価を受け・これを反映し施策を改善

4　豊島区の子ども・若者の意見聴取・反映の考え方

○　区は、子ども・若者や妊娠期の方、子育て家庭を対象として、その関係者も含めた施策対象の意見を聴き・反映させる取組を大切にしながら施策を進めてきた。

○　その取組をさらに前向きに進めるために、計画の推進手法としてこれまで進めてきた「PDCA サイクルに基づく検証」に「意見を聴く」と「フィードバックする」の概念を追加した「豊島区子ども・若者アクションステップ」を計画に位置付けた。

○　子ども・若者等への丁寧なコミュニケーションを積み重ねるとともに、参画の窓口を効果的かつ幅広に用意することで、多様な子ども・若者等が成長等に応じて参画の度合いや手法を選択できるように、これまで以上に「意見を聴き、反映させる」ことを重視した計画推進を図る。

○これにより、子どもや若者の意見を尊重する意識がさらに高まり、区全体で取組が進むことで、計画の理念である「子ども若者とともにつくる　子どもの権利が保障され　自分らしく成長できるまち豊島区」の実現を目指す。